

2024年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちと暮らしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。  
愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増しています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

つきましては、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちと暮らしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

- ① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。【企画政策課】

情報システム標準化以外の自治体独自の施策については、これまで通り独自施策を維持していきたいと考えています。

- ② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を

講じてください。

② **【企画政策課】**

住民の行政手続へのフォロー及び問合せへの対応など、従来の申請方法を残すなど、事情に応じた対応をしていきたいと考えています。

**【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1. 安心できる介護保障**

**★(1)介護保険料・利用料など【福祉課】**

- ①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

国から保険料負担についての考え方にに基づき、介護保険料を設定します。  
第9期は16段階となっております。  
また、第1段階・第2段階の免除は考えておりません

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

現行の制度で保険料の減免を実施します。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行の低所得者介護制度等利用負担扶助事業により利用料の助成を実施します。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行の低所得者介護制度等利用負担扶助事業により利用料の助成を実施します。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

現行の制度で実施します。

**(2)介護保険サービス【福祉課】**

- ★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。**

現行制度に基づき、必要のあるものについては、検討のうえ認めています。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

継続が必要な方には、引き続き利用ができる体制を整えています

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

現行のとおりで実施します。

### ★(3)基盤整備【福祉課】

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等の増は見込んでおりません。福祉系サービスも現行のとおりで実施します。

②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

現行のとおり実施します。

### ★(4)介護人材確保【福祉課】

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

国の制度の中で対応します。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

財政支援は考えておりません。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

必要に応じて運営指導をしています

### (5)高齢者福祉施策の充実【福祉課】

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

加齢性難聴者を対象とする高齢者補聴器購入費助成事業を、令和6年4月より実施しております。加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業の実施は考えておりません。

- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

今後も憩いのサロン・体操サロン事業を推進します。

- ③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

障害者の外出支援については、既存制度が整っているため、現行制度の範囲内で対応してまいります。

高齢者の外出支援制度を、令和6年4月より要介護3以上の者が対象となる拡充をしました。

## (6) 認知症高齢者の福祉施策の充実【福祉課】

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

第9期の計画策定で、高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を一体に作成しております。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

現段階では、実施の考えはありません。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

現段階では、実施の考えはありません。

## ★(7) 障害者控除の認定【福祉課】

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を障害者控除の対象としてください。

現行のとおり、障害者控除の対象者に対し、実施します。

- ②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の人に「障害者控除対象者認

定書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定者のうち、障害者控除の対象になる方に、証明書を送付しています。

## 2. 国保の改善【保険医療課・収納課】

### ★(1) 保険料(税)の引き下げ【保険医療課】

① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

県の方針に合わせ、国保財政が安定運営できる様に、財政のバランス、納付金の金額、標準保険料率、給付費の状況等を考慮しながら、適正な賦課に努めます。

② 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

県の方針に合わせ、国保財政が安定運営できる様に、財政のバランス、納付金の金額、標準保険料率、給付費の状況等を考慮しながら、財政安定化基金を活用して、適正な賦課に努めます。

### ★(2) 保険料(税)の減免制度【保険医療課】

① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

減免については、「武豊町国民健康保険税条例施行規則」により実施しています。既存の減免の拡充については、考えておりません。

② 18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

令和4年度から未就学児の均等割5割減額を実施しております。18歳までの子どもに対する減免制度の拡充については、考えておりません。

③ 収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

減免については、「武豊町国民健康保険税条例施行規則」により実施しています。既存の減免の拡充については、考えておりません。

### ★(3) 保険料(税)滞納者への対応【保険医療課・収納課】

① 保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。【保険医療課】

保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置は行なっていません。

② 保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。【収納課】

まずは滞納者との納税相談により生活実態の把握に努めています。あわせて各種財産調査の結果、換価財産なしと判断した場合は滞納処分の停止、欠損処理を適切に行っています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。【収納課】

差押を執行する場合は、差押禁止財産に該当しないことを確認したうえで執行しております。

#### (4) 傷病手当金・出産手当金【保険医療課】

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

町独自の傷病手当金・出産手当金については、現在考えておりません。

#### (5) 一部負担金の減免制度【保険医療課】

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

「武豊町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱」により実施します。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

個別相談時にご案内します。

#### (6) 高額療養費の申請手続を簡素化【保険医療課】

- ①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

70歳以上の簡素化は、令和2年度から実施しており、令和4年10月からは全年齢に拡大しております。

#### ★(7) 資格確認書の発行【保険医療課】

- ①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

2024年12月2日以降、資格確認書は、自動交付することとしています。

### 3. 生活保護・生活困窮者支援【福祉課】

#### (1)生活保護制度

- ★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき適切にかつ速やかに対応してまいります。

- ★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、申請者には必要な手続きをして頂きます。住居のない人については、生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき現在地保護を致します。

- ★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき適切に実施致します。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき状況にあった対応を致します。

- ⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

保護費の認定及び支給については、福祉事務所の管轄となります。

- ⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

関係法令に則り業務を進めております。

- ★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

## (2)生活困窮者支援【福祉課】

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

生活困窮者の自立相談支援の実施機関である知多福祉事務所、関係機関と連携を行っております。

- ②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

生活困窮者の自立相談支援の実施機関は知多福祉事務所となります。

- ③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

助成制度創設の予定はありません。

## 4. 福祉医療制度【保険医療課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

子ども医療費については、令和5年度より拡充しております。その他の福祉医療は現行制度を存続していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

令和5年度より、入通院にかかる子ども医療費の支給対象を、18歳到達年度末まで拡大しております。



- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

精神障害者手帳1・2級所持者を対象に、全疾患助成に拡大し実施しています。手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)の対象者に、精神科通院の医療費助成を実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

対象者を拡大し、町民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者を対象に医療費助成を実施しています。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

令和3年4月より、母子健康手帳の交付を受けた武豊町在住の妊産婦に対し、母子健康手帳の交付月の初日から出産月の末日まで、保険適用による医療費の自己負担額を補助しています。

## 5. 子育て支援

### (1)子どもの権利を守る施策の推進【福祉課・子育て支援課・学校教育課・生涯学習スポーツ課】

- ①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

#### 【学校教育課】

学校に通えない児童生徒の居場所として、砂川会館内に「教育支援センター ステップ」を設置し、受け入れを行っています。

#### 【福祉課】

令和5年度より、夏休みなどの学校長期休業時において、こども食堂の取り組みを始めています。

#### 【生涯学習スポーツ課】

国(文部科学省)の学習支援施策である地域未来塾事業の一環として、本町では『ゆめたろう塾』を実施しています。毎月2回土曜日の午前に2時間、中学生を対象とした無料塾を、地域の支援員の協力のもとで開催しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

#### 【子育て支援課】

令和7年度に、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行う「こども家庭センター」を設置し、より充実した相談支援体制を検討しています。

## (2) 就学援助制度の拡充【学校教育課】

① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

現行通りで考えています。

② クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

就学援助とは別で、全員を対象に部活動費補助金の交付や卒業記念品の贈呈、オンライン授業を希望する家庭でWi-Fiがない場合は通信機器の貸出をしています。

③ 年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

随時申請を受け付けております。  
毎年1月に広報及びホームページにおいて制度の周知をしています。  
また、入学説明会、個人懇談会等において、随時申請の受付について説明しています。

## ★(3) 子どもの給食費の無償化【子育て支援課、学校教育課】

① 小中学校の給食費を無償にしてください。

就学援助対象者については、実質無償となっています。  
令和6年度は、中学校で50円（一食290円の内50円）、小学校で40円（一食250円の内40円）全児童生徒に対して公費負担しております。

② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

国の制度に基づき事業を実施します。  
令和6年度は、物価高騰分である一人当たり1食30円を公費負担しております。

## ★(4) 保育施策の抜本的拡充【子育て支援課】

① 保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

現時点においても、多くは基準を満たしているが、入所希望の状況により、25人よりも多くなっているクラスもあります。できるだけ早期に実現できるよう努めます。

② 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童（隠れ待機児童）がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

施設の整備は、「保育園等整備計画」に基づき整備していきます。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

毎年実施される県の監査を基に実施しております。  
指導監督基準を下回る施設はありません。  
監査時には、指導保育士も同行しております。

- ④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

保育士の確保に努めます。

## 6. 障害者・児施策【福祉課】

- ★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

知多地域他市町の実施内容と遜色ないものとなっております。現行の制度で対応してまいります。

- ②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乘せしてください。

知多南部地域自立支援協議会等の地域の意見、状況を鑑み、圏域で検討してまいります。独自補助や独自加算実施の予定はありません。

- ★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

関係法令等に基づき適切に実施致します。移動支援の基本報酬を大幅に増額する予定はありません。

- ④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

現行の制度で対応してまいります。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

40歳以上の特定疾病に該当する方、65歳以上障がい者について、一律に介護保険利用を優先することなく、状況を考慮し支給決定しています。

## 7. 予防接種【健康課】

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

令和6年4月より带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始。  
その他、任意予防接種について国・県及び県内市町村の動向を踏まえながら対応してまいります。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

一部負担金の引き下げについては、現在考えておりません。  
任意予防接種事業については現行の内容を検討し継続実施していきたいと考えます。

## 8. 健診・検診【健康課、秘書広報課】

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。【健康課】

武豊町における産婦健診は、現在1回で実施しております。拡充につきましては、県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。【健康課】

現在は妊産婦で1回実施しております。国・県及び県内の市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。【秘書広報課】

全体の人員配置計画の中で、専門職を含めた適切な職員配置を行っております。

## 9. 地域の保健・医療 【健康課、秘書広報課、防災交通課】

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。【健康課】

愛知県地域医療構想推進委員会における協議事項と思われます。動向に注視し、連携を図りながら必要な要望をしていきます。

- ②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。【健康課】

自治体病院を経営しておりません。

- ③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。【健康課】

自治体独自で行うことは難しいと考えます。

- ④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。【秘書広報課】

全体の人員配置計画の中で、専門職を含めた適切な職員配置を行っております。

- ⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。【防災交通課】

各避難所に要配慮者スペースを設けております。  
またプライバシーの確保ができるよう、屋内間仕切りを準備しております。  
福祉避難所については、関係各所と協議の上検討して参りたいと考えております。

### 【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に

実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

## 2. 愛知県に対する意見書

(1) 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3) 学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

(4) 地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

### (5) 地域医療介護総合確保基金について

① 地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

② 基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上